

## 入札公告

マイナンバーカード予約コールセンター等運営業務委託について、一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）第4条の規定により公告する。

令和8年4月6日

廿日市市長 松本 太郎

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名  
マイナンバーカード予約コールセンター等運営業務
- (2) 履行の内容等  
別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
契約締結の日から令和10年7月末まで
- (4) 予定価格  
事後公表とする。
- (5) 最低制限価格  
事後公表とする。

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 廿日市の「令和8・9年度 物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供競争入札参加資格者名簿」に登録されている者。
- (2) 入札参加申請の開始の日から入札参加資格確認申請書の提出の日までの期間において、廿日市市長から業務などに関し指名除外措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法にあっては、更生手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

### 3 入札の日程等

内容	期間・期日等	場所・留意事項等
入札参加資格確認申請書の提出	令和8年4月16日(木) 午後5時【必着】	入札参加資格確認申請書(様式第1号)を生活環境部市民課へ持参又は郵送すること。郵送の場合は書留とすること。
質問書の提出	令和8年4月20日(月) 午後5時	質問書(様式第3号)により、下記に示すメールアドレスへ送付すること。メール送付の際の件名は、「マイナンバーカード予約コールセンター等運營業務委託に係る質問事項【法人名】」とする。また、メール送付した後は、その旨を電話連絡すること。
質問に対する回答	順次回答する。	市ホームページに掲載
入札書の提出	令和8年4月27日(月) 午後3時【必着】	生活環境部市民課へ持参又は郵送すること。郵送の場合は書留とすること。本店の代表者から、廿日市市を管轄する営業所等の長に対し入札、見積り及び契約締結等の権限を継続して委任する場合は併せて委任状(様式第2号)を提出すること。
開札	令和8年4月28日(火) 午前10時	廿日市市役所5階501会議室
決定通知の送付	令和8年4月30日(木) (予定)	

#### ○書類の提出先

廿日市市生活環境部市民課(廿日市市役所1階)  
〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号  
電話 0829-20-0001(代表) 内線 1049又は1140  
E-mail shimin@city.hatsukaichi.lg.jp

### 4 入札参加資格の確認申請

入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書(様式第1号)を提出し、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

申請期限を過ぎて到達した書類は、いかなる事由があっても受理しない。

### 5 入札方法等

- (1) 入札書は、ボールペン等消えない筆記具を使用し楷書で書くこと。
- (2) 入札書は、様式第4号を使用し、総額金額(税抜)を記載すること。
- (3) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税

事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 提出された入札書の書換え、引替え、及び撤回は認めない。
- (5) 入札書の封入方法については、内封筒・外封筒の二重封筒とすること。入札書を入れた内封筒は「入札書を封入する封筒の作成例」を参考に、「入札書在中」と朱書きして封かんし、封筒の表面には、入札者の商号（名称）、件名を記載するとともに貼り付け部分を届出印で割印をする。外封筒には、表面に「入札書在中」と記載し、封印すること。委任状を同封する場合は、外封筒に直接入れること。
- (6) 次のいずれかに該当する場合、当該入札は無効とする。
  - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
  - イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
  - ウ 入札者が2以上の入札をしたとき。
  - エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。
  - オ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
  - カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
  - キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
  - ク その他廿日市市契約規則第7条各号のいずれかに該当するとき。

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
免除する。
- (2) 契約保証金  
廿日市市契約規則の規定による。  
なお、契約保証金の金額は、契約金額の100分の10以上とする。

## 7 落札者の決定

最低制限価格に満たない価格で申込みをした者は落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、最低価格入札者が二人以上ある場合には、これらの者のうちくじ引きによって選ばれた一人の入札者を落札者とする。

なお、当該入札者が不在の場合は、当該入札執行に関係のない廿日市市職員がその者の代わりにくじを引き、一人の入札者を落札者とする。

## 8 その他

- (1) 契約書等の作成、製本及び提出に要する費用は落札者の負担とする。
- (2) 本入札に関係して提出された書類は返却しない。
- (3) 開札の立会いは任意とする。立ち会おうとする場合は、開札日時までに開札会場に入場すること。